

令和5年度第2回 伊達市入札監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時

令和5年10月24日(火) 午後1時55分から午後3時30分まで

(2) 場 所

伊達市役所 議会棟2階 特別会議室

(3) 出席者

ア 委 員

伊藤宏委員長、尾形省二委員、紺野明弘委員、佐藤勉委員

イ 事務局

財務部長、財政課長、副主幹兼契約検査係長、契約検査係技査

ウ 工事担当課

こども部こども未来課 課長

企画管理係 主任主事

建設部上下水道課 副主幹兼水道施設係長

水道施設係 主任

建設部維持管理課 参事兼課長

維持保全係 主任技師

建設部建設課 副技幹兼建設係長

建設係 技査

(4) 次 第

1 開 会 財政課長

2 あいさつ 伊藤委員長、財務部長

3 議 事

(1) 報告事項

① 市発注工事等の入札結果について・・・資料1-1～資料1-2
(対象期間：令和5年5月1日～8月31日)

② 入札参加資格制限措置に関する状況について・・・・・・資料2
(対象期間：令和5年5月1日～8月31日)

(2) 審議事項

① 抽出事案について・・・・・・資料3
(対象期間：令和5年5月1日～8月31日)

② 抽出事案の審議について・・・・・・資料4-1～資料4-5

4 閉 会 財政課長

2 議事の内容

(1) 報告事項

① 市発注工事等の入札結果について

【契約検査係技査】

資料1-1、資料1-2により説明

② 入札参加資格制限措置に関する状況について

【契約検査係技査】

資料2により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【伊藤委員長】

会津法面株式会社の事故が昨年10月に発生しているが、入札参加資格制限措置の決定が今年5月であり、措置決定までに時間を要している。時間的な流れを確認したい。

【契約検査係長】

今回の事件は、死亡事故であり、現場検証等に時間を費やしたものだと考えられる。

福島県より措置の報告があったのが今年の4月下旬であり、本市においても早急に措置の決定をしている。

【佐藤委員】

西武建設株式会社の営業停止処分期間はどの程度か。

【契約検査係技査】

45日間である。

【佐藤委員】

資格要件を満たさない者とはどういう意味か。また、是正はされたのか。

【契約検査係技査】

資格要件を満たさない者とは、技術士や施工管理技士などの資格を有さない者のことである。その後の対応、是正については確認していない。

(2) 審議事項

① 抽出事案について

【尾形委員】

資料3により説明

② 抽出事案の審議について

- ・2023000177 かみほばら放課後児童クラブ館新築建築主体工事

【契約検査係長】

資料4-1により説明

【伊藤委員長】

児童クラブ館の構造について確認したい。

【こども未来課長】

教室の構造が3部屋、体育館構造の遊戯室、スタッフルーム、トイレ等が設置されている。

【伊藤委員長】

応札額が予定価格付近であるが、積算が難しくない工事と考えてよいか。

【こども未来課長】

設計額は、委託設計書を参考にし、福島県の公共単価を用いて適正に積算している。

- ・2023000263 保原地域石綿セメント管更新事業

下野崎地内配水管布設替工事

【契約検査係長】

資料4-2により説明

【紺野委員】

入札参加可能業者がAランクとBランクとなっているが、応札に参加した業者の内訳を確認したい。

【契約検査係技査】

Aランクが5者、Bランクが2者である。

【伊藤委員長】

落札した業者のランクを確認したい。

【契約検査係技査】

落札業者はAランクの業者である。

【伊藤委員長】

材質や管の口径、施工方法が決定していれば、極めて積算しやすい

と解釈できる。予定価格と最低制限価格が想定しやすいのであれば、落札したい業者は、安価な金額で応札することが想定されるが、すべての応札者が予定価格付近で応札している。何か考えられることはあるか？

【水道施設係長】

公表単価以外の見積り単価については、金抜設計書において単価を公表しているので設計額の算出は容易であると考えられる。

【紺野委員】

水道施設工事の落札率が高いということは、多くの応札者がいることを考慮し、単価設定が低くできるのではないかと考えられるが、単価の検証はしているのか。

【水道施設係長】

単価の検証は行っていないが、福島県の公表している単価を使用して積算しているので設計額の算出は容易であり、応札しやすいと思われる。

【紺野委員】

予定価格をもっと安価に設定できると思われるが、どのように考えられるか。

【伊藤委員長】

水道施設工事に限らず、単純な工事では、積算専用ソフトが存在するため、正確に設計額を積算できると聞いている。よって、予定価格の前後で競争入札が発生していると思われる。業者の積算が正確になれば予定価格と見積額が近くになり、競争が起きにくくなっている。これは予定価格を事前公表していることと同じであると考えられる。予定価格を事前公表することは、業者が予定価格で応札し、くじ引きにて落札者を決定することになってしまう。予定価格を容易に想定できる工事になれば、予定価格に工夫が必要であると思われる。予定価格付近で応札が多数ある状況にあり、それも数パーセントの間で応札が行われている状況である。例えば、受注意欲があれば、予定価格に近い応札は行われず、低い金額で応札がされられると思われるが、応札額が高いということは受注意欲が少ないと考えられる。もしくは、予定価格付近での落札は、利益が少ないと業者で判断したかのどちらかにしかならない。業者心理はどうなっているのか。予定価格前後での応札は水道施設工事に限った現象なのか。資材等の価格が公表されているため、業者間で競争が発生しないが、共通仮設費等で差をつけて応札を行う業者はいない状況なのか。

【水道施設係長】

昨年度までは、共通仮設費で差をつけて応札する業者もいたが、今年、高い応札額で入札が行われている状況である。昨年度であれば、受注意欲をもって入札に応じている業者もいたことを覚えている。理由までは把握できていない。

【尾形委員】

工事に対する黒字の考え方、割合について各業者でいろいろな思惑があると思うが、基準となる諸経費は、昨年度から変更になっているのか。

【水道施設係長】

経費率については、昨年、一昨年と変わっていない。

【紺野委員】

予定価格の設定金額が業者へ読まれている気がする。今回の対象期間に行われた水道施設工事4件で、別々の業者で落札している状況であり、抽出事案の案件に参加した業者、全7者のうち3者が残り3件を落札していることは、不自然であると思われてもやむを得ない。

【伊藤委員長】

今回の事案は99.5%と高い落札率であり、その他の水道施設工事においても平均落札率よりも高い落札率となっているため、違った見方をすればいろいろなことが想定される。予定価格が漏れていないにしても、積算が容易な工事であること、予定価格を想定しやすく、競争性の確保された入札結果であっても、不自然にみられても仕方がない状況にあると思われる。

【尾形委員】

更新工事とは継続している工事の認識でよろしいか。仮に継続している工事であれば、前回の受注業者が続けて落札していると考えられるかどうか。

【伊藤委員長】

本工事は、老朽化した水道管を更新するという認識でよろしいか。

【水道施設係長】

そのとおりである。既存水道管の施工は昭和35年頃であり、当時の水道管の耐震における対応年数は40年ほどと言われている。現在、本市では保原地区だけが石綿セメント管の更新が完了していないため、順次工事を進めている。

【伊藤委員長】

60年前の施工業者の特定は難しい話であるが、施工箇所と施工業

者は地域が一緒なのか。

【水道施設係長】

保原地区の石綿セメント管更新事業は、水道管の本管工事となるため、水道施設の建設業許可を所持していることが条件になるが、条件を満たしている業者は、保原地区に多い状況である。よって、受注者も保原地区の業者に集中している状況にある。

【伊藤委員長】

地域で分担して工事を受注していないということか。

【水道施設係長】

そのとおりである。

・ 2023000284 市道保原伏黒線舗装補修工事

【契約検査係長】

資料4-3により説明

【伊藤委員長】

舗装工事が一番正確に、積算ができると聞いている。本案件は単純な舗装工事であったのか。もしくは特殊な施工が行われているのか。

【建設係技査】

本工事は、単純な舗装の打ち替え工事ではなく、既存の舗装版と路盤を混合した上で、不要な材料をすきとります。その後、セメントや乳剤を混合し、転圧させた後、新たに舗装する工事である。あまり使われない工法ではあるが、全体的に工種が少ないため積算は容易であると考えられる。

【伊藤委員長】

応札に参加した業者にいろいろな思惑があり、予定価格付近で入札に参加した業者もいれば、最低制限価格を下回った業者もいたということと考えられる。

【紺野委員】

入札の際には、入札書と併せて見積内訳総括表を投函することとなっているのか。

【契約検査係長】

入札書は、全ての入札で投函となるが、工事における入札だけは、入札書と併せて見積内訳総括表の投函が必要となる。

【佐藤委員】

本案件では、最低制限価格を下回り失格となった業者がいたが、予定価格と最低制限価格の決定方法について確認したい。

【契約検査係長】

予定価格について、設計額を基に担当課で決定している。なお、改札後の予定価格と設計額を比べると同等の金額になっている。

最低制限価格について、国の積算基準があるため、基準に沿って最低制限価格を決定している。

【伊藤委員長】

工事によって最低制限価格の率が変わってくるのか。

【契約検査係長】

最低制限価格の積算については国で公表している率を用いて、最終的に伊達市独自の率を乗じて決定している。

【佐藤委員】

最低制限価格を下回った業者の応札額では、粗雑な工事となってしまうのか。それとも十分に品質を確保された工事ができるのか。

【契約検査係技査】

最低制限価格を下回る応札は、ダンピング受注の可能性を秘めているので失格としている。

【尾形委員】

本工事では、業者がストックしている資材(他現場で発生した材料)を用いて施工することで、安価に施工が可能だったのか。新材を使用すれば工事費が高くなると思うが、本工事が最低制限価格付近で落札されたということは、ストック資材を使用した工事と判断してよいか。

【伊藤委員長】

近年の資材高騰を受けて、事前に購入していた資材を使用して工事を施工していた可能性はあるのか。

【建設係技査】

本工事は、既存の路盤を再利用し、アスファルトを新設する工事であり、新たに砕石を入れる工事ではないため、ストック資材を使用することはないと思われる。本工事は労務が中心の工事であるため、業者の受注力により低い金額の落札になったと考えられる。

【尾形委員】

人件費が安くなっているということか。

【建設係技査】

企業努力によるものだと考えられる。

【尾形委員】

そもそも企業努力は人件費を抑制することだと思うが、ストック資材を使用したことも考えられたので確認したかった。

【伊藤委員長】

資材の高騰に加え、来年度から工事の勤務時間や勤務日数の制限が設けられ、公共工事を取り巻く環境が大きく変わる。作業員不足や工期の遅延など、市はどのように対応するのか。

【契約検査係技査】

福島県において来年4月から、公共工事の勤務日数を4週8休、つまり一週間に2日の休業を考慮して設計積算するように各自治体へ指導しており、本市でも来年度発注工事において対応することとしている。今年度においても、一部の工事で4週8休を導入している工事もある。勤務日数減少による諸経費の増額については、福島県が定める基準に準じて対応することとしており、工期設定においても適正に行うように工事担当課と協議している。

【伊藤委員長】

資材の高騰や作業日数の制約など公共工事を取り巻く環境は以前にも増して芳しくない状況にある。先月、八重洲であった事故においても、人員不足および工期不足が影響していると聞いている。建設業等における24年度問題についても今後深刻化すると思われる。難しい状況が続く中で公共工事の在り方を十分に考える必要がある。

・ 2023000330 並柵橋橋梁補修工事

【契約検査係長】

資料4-4により説明

【尾形委員】

以前にも落札業者が、低価格で落札したと記憶しているが、地元企業として責任をもって入札に参加し応札したと考えてよいか。実際に低価格で落札したことは企業にとってどのような影響があるのか。

【維持管理課長】

落札業者については、近年公共工事に力をいれており、地元業者であることも踏まえ低い価格で応札、落札したと考えられる。また、橋梁工事の諸経費区分は橋梁保全の諸経費を使用することとなっており、一般的な土木工事と比較すると諸経費率が非常に高くなっている。落札率が低くなっても、利益自体は確保できるため、低価格による落札になったと考えられる。

【伊藤委員長】

単純な舗装工事に比べると品質を確保することが重要となるため諸経費が高く設定されているという認識でよいか。

【維持管理課長】

経費率が高い理由はいくつかあるが、一般交通を供用させながらの補修工事であるため、安全管理の観点から経費が高くなっているものと考えられる。

・ 2023000293 古屋ノ入ポンプ場圧力タンク修繕

【契約検査係長】

資料4-5により説明

【尾形委員】

本工事は、圧力タンクのポンプ修繕であり既存ポンプと同じものを設置することになるが、予定価格はどのように決定したのか。価格決定は、公表価格から算出したのか。他社製の参考価格から算出したのか。それとも、業者へ見積りを徴収したのか。

【水道施設係長】

今回のポンプ修繕に至った経緯は、圧力タンクの維持管理をしている際に確認できた事象である。契約の相手方は日頃より本圧力タンクの維持管理を行っており、ポンプの部分補修も行っていた経過がある。他社製のポンプの単価も見積り確認しているが、既存の圧力タンクのポンプは特注であり、他社のポンプを使用した時の不具合のリスクを考慮して、維持管理を行っている業者へ見積を確認している。

【尾形委員】

予定価格と契約金額の関係性はどのようなことが想定されるのか。

【伊藤委員長】

入札前に設計額算定のため、落札業者へ見積り依頼を行っているのか。

【水道施設係長】

設計書作成のために、部分的な見積り徴収は行っている。

【伊藤委員長】

事前に徴収している見積り金額を参考にして設計を行っているのか。

【水道施設係長】

見積りをした材料代を参考にして、諸経費等を担当課で算定した上で積算を行っている。

【紺野委員】

タンクは何年間利用してきたのか。

【水道施設係長】

本ポンプの標準的な耐用年数は20年である。今回のポンプは、平

成 17 年から使用しているので、約 18 年間使用していることになる。

【紺野委員】

ポンプ修繕ではなく圧力タンク一式を改修した場合どれくらいの費用が掛かるのか。

【水道施設係長】

基盤とタンクに連動性があるため、一式での改修となるが、設置当時で 1 基あたり約 400 万円であった。3 基設置されているため 1,200 万円はかかる計算だが、現在、3 基全てを改修する場合には約 2,100 万円かかることを確認している。既存の基盤に異常がないことから、ポンプの修繕を 220 万円程度で行うことが経済的といえるため、ポンプのみの修繕とした。

【紺野委員】

タンクの大きさはどれくらいか。

【水道施設係長】

直径が約 30cm、高さが 60cm 程度の円柱の形をしたタンク 3 基になる。外側は鉄に覆われているが大きいポンプではない。

【伊藤委員長】

水道事業を取り巻く環境は、近年変化しつつあり、国も水道法を改正し広域化や官民連携など様々な形に変化している。本来、福島市を中心として広域連携をすることで水道事業がより効率的になると思われる。そうすれば、ポンプの設置等もなくなるため管理が容易になると考える。福島市は、摺上浄水場より直接水が配水させ、各世帯に給水している。

【水道施設係長】

本市においても摺上浄水場より各配水池へ水を配水し、各世帯へ給水している。浄水場より低い配水池は圧力で配水し、浄水場より高い配水池へはポンプを利用している。本工事のポンプ場については、配水池よりも高いところにある世帯へポンプにより水を汲み上げて各世帯へ給水している。摺上の水は、伊達市を通り川俣町や東和町へ配水されている。

【伊藤委員長】

宮城県は、水道事業の民営化をしている。福島県には、水道事業がないため県を中心に民営化の動きは難しいが、今後、小さな自治体が個々の水道事業を担うより、広域化を図ることで水道施設の更新も計画的に行えると思われる。

【佐藤委員】

修繕・メンテナンスの特約店とあるが、ポンプ設置の際に契約書で維持管理について取り交わしがあったのか。

【水道施設係長】

取り交わしはないが、近隣における特约店は、本業者しかいない。

【佐藤委員】

修繕等があれば、現契約業者が対応することになるのか。

【水道施設係長】

そのとおりである。タンクの性質上、異常があった場合、早急な対応が必要となるため、随時連絡を取れる体制をとっている。軽微な修繕であっても、部材の取得までに通常、半年から1年ぐらいかかるが、早急に修繕できるように本業者へ対応してもらっている。

【伊藤委員長】

古屋ノ入ポンプ場より給水している世帯はいくつあるのか。

【水道施設係長】

10世帯である。

4 閉 会

(午後3時30分)